

広報

さくほ

2021

No.

175

4.22



「花岡遺跡公園」 撮影：地域おこし協力隊 山上 雅子

- 主な記事
- 特集①千曲川ハザードマップの配布について 2 p～ 3 p
 - 特集②佐久穂町障害者福祉施設「陽だまりの家」
～自主製品の購入にご協力お願いします～ 4 p～ 5 p
 - 特集③令和3年度 佐久穂町の一般会計当初予算を公表します … 6 p～ 7 p



しらかぼちゃん

千曲川洪水ハザードマップの配布について

水防法の改正に伴い、新たに千曲川流域の氾濫解析が実施され、その解析結果を使用した千曲川洪水ハザードマップを作成しました。

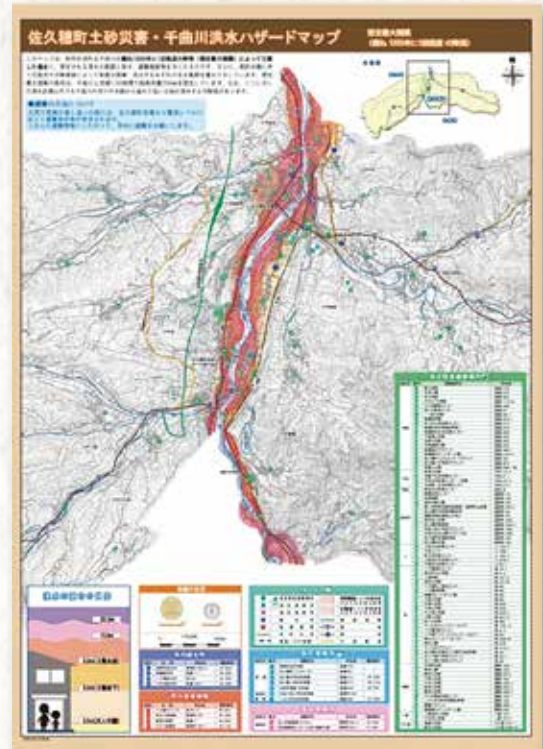
大雨が及ぼす影響をハザードマップからご確認いただき、大雨や洪水に対する危機意識を高めましょう。また、千曲川流域で想定される浸水区域と浸水の深さをご確認いただき、事前の避難などに役立てましょう。

千曲川洪水ハザードマップ作成の経緯

今回公表した洪水ハザードマップは、平成27年度の水防法改正により、浸水想定的前提となる大雨が「想定しうる最大規模の降雨（1年間の発生確率が1/1,000程度の降雨）」に変更されたことに伴い、県が新たに作成した「洪水浸水想定区域図」を用いています。

これまでは、概ね100年に1回程度の降雨量であったものを、想定し得る最大規模の降雨、具体的には概ね1,000年に1回程度までの降雨量まで拡充することとなりました。

その結果、浸水想定的前提となる雨の量が大幅に増え、想定される浸水の範囲や深さが拡大しています。その他、目安となる情報として、新たに家屋倒壊等氾濫想定区域が設定されています。



洪水ハザードマップ

佐久穂町の千曲川洪水ハザードマップについて

今回、新たに作成した「概ね1,000年に1回程度の降雨（想定最大規模）」による氾濫箇所だけでなく、より高確率で起こりうる「概ね100年に1回程度の降雨（計画規模）」による氾濫箇所についても記載しています。

（概ね100年に1回程度の降雨：おもて面 概ね1,000年に1回程度の降雨：うら面）

家屋倒壊等氾濫想定区域について

想定最大規模降雨に伴う洪水により、千曲川が氾濫した場合の①氾濫流、②河岸侵食により、家屋倒壊等が想定される箇所を予測したものです。個々の家屋の構造・強度の違いから、この区域の境界は厳密ではなく、あくまでも目安であることに留意してください。

- ①氾濫流 堤防が決壊し、河川から流れ込む水の力により、一般的な木造住宅が、倒壊・流出するおそれのある区域です。
- ②河岸侵食 河川の激しい流れにより河岸が削られ土地が流出し、住宅が倒壊・流出するおそれのある区域です。

※①と②が重なっている箇所もあります

FAQ（よくあるご質問）

Q1：千曲川の護岸を改修して、洪水に対応できないのですか？

A1：国・県では、これらの規模の豪雨に対応できる護岸等の整備は現実的には難しいとしています。これらの規模の豪雨に対応できる護岸等の改修・整備は、町としても対処できる規模ではないと考えております。

Q2：浸水してしまう避難所もあるようですが？

A2：降雨量によって、千曲川沿いの多くの避難所に氾濫流が到達する可能性があります。洪水の際は、役場から警戒レベルに応じた避難指示等が発令されますので、その情報に従って、指示された場所へ避難してください。

Q3：抜井川や大石川など、千曲川支流の洪水ハザードマップはないのですか？

A3：今回示された氾濫解析結果は千曲川本流に限られています。支流についての氾濫解析は今後、県により実施される予定となっており、解析結果が示された後、町で支流の洪水ハザードマップを作成予定（令和3年度以降）です。

ため池ハザードマップの配布について

町内7か所のため池について、ハザードマップを作成しました。

ため池は、大地震や大雨によって堤防が破損する可能性があり、その破損が原因でため池が決壊することがあります。

今回は、ため池決壊による氾濫流の解析結果から、下流への被害が大きいとされる7か所のため池についてハザードマップを作成し、氾濫流の影響を受ける地域の皆様に配布します。

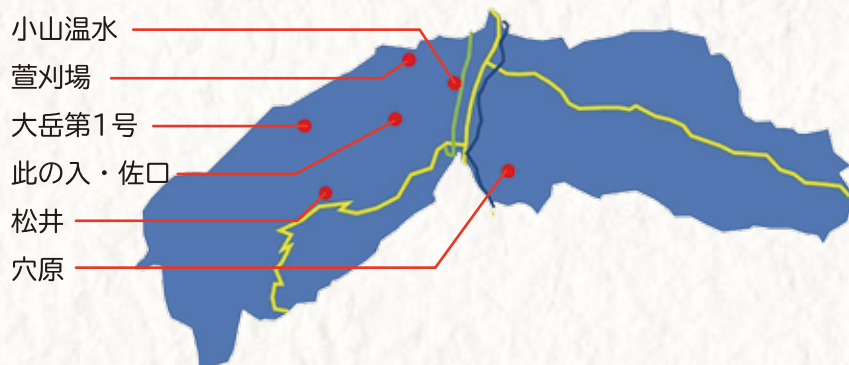
氾濫流が及ぶ場所を確認し、万が一の際の避難に役立てましょう。

※ため池ハザードマップは、氾濫流の影響を受ける地域の皆様に配布します。



ため池ハザードマップ

今回作成した「ため池ハザードマップ」の該当ため池位置図



その他

- 洪水・ため池ハザードマップは、役場建設課と八千穂福祉センターでも配布しています
- 佐久穂町ホームページでも洪水・ため池ハザードマップをご覧いただけます

お問合せ先：佐久穂町役場建設課 電話0267-86-2542

佐久穂町障害者福祉施設 「陽だまりの家」 ～自主製品の購入にご協力お願いします～

佐久穂町障害者福祉施設「陽だまりの家」では、障がいを持った方が地元企業の下請け作業や町からの委託事業、薪ストーブ用の薪の販売、自主製品の製作・販売を行っています。

一昨年の台風災害・昨年からのコロナ禍で地域との交流、自主製品を販売する機会がなくなってしまいました。

販売の売上金は、陽だまりの家利用者様の工賃となり貴重な収入源です。地域の方々に陽だまりの家の活動を知っていただくとともに、「丹精込めて作った製品」の購入にご協力をお願いします。

また、運動チャレンジポイントをためて、陽だまりの家の製品と交換できますのでご利用ください。





【取扱商品】

液体石鹸・椅子・枕・BOXティッシュ入れ・
ポケットティッシュ入れ・お弁当袋・
巾着袋・ポーチ・アクリルタワシ・鍋敷き・
手甲（長短）・香り袋・レッスンバック・
三角巾・スマホケース・雑巾・ストラップ・
クラフト製品（バック、小物入れ）



◎食用油の廃油、一升瓶（茶色・緑色・透明のみ）、ビール瓶の回収も行っています
陽だまりの家までお持ちください

◎問合せ

佐久穂町障害者福祉施設

「陽だまりの家」

電話 0267-78-3620



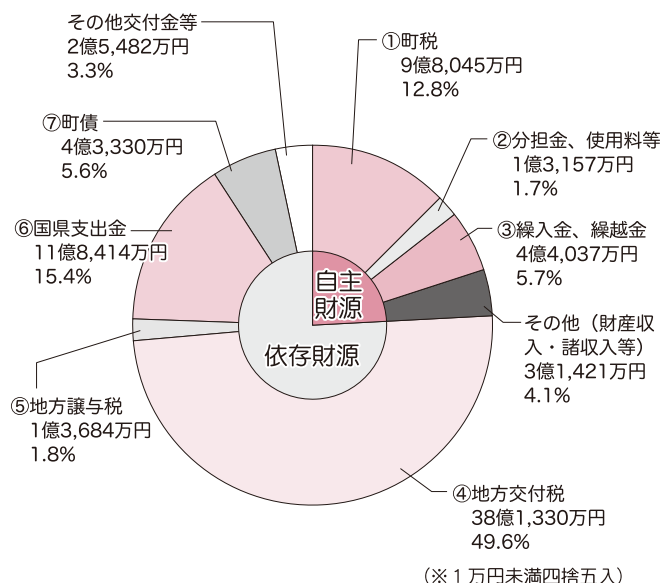
令和3年度 佐久穂町の 一般会計当初予算を公表します

令和3年度の一般会計歳入歳出予算の総額は、それぞれ76億8,900万円、前年度比16億1,746万円減額となっています。前年度当初予算に計上された台風19号災害復旧関連事業の予算減額に加え、4月に町長選挙が予定されていたことから義務的経費を中心とした骨格予算として編成しています。

- | | |
|------------|-----------------------|
| ○新型コロナ対策 | ⇒ 新型コロナウイルスワクチン集団接種 |
| ○災害復旧 | ⇒ 林道、道路橋梁の災害復旧事業 |
| ○防災対策 | ⇒ 浸水予測システムの導入 |
| ○農業用施設整備 | ⇒ 農業用水の小山用水パイプライン化事業 |
| ○農業振興対策 | ⇒ 町産プルーンのブランド化の推進 |
| ○林業振興対策 | ⇒ 八千穂高原の国道299号沿いの景観整備 |
| ○行政サービスの充実 | ⇒ 旧佐久庁舎南棟解体撤去の設計委託 |

歳入予算

総額76億8,900万円



町民1人あたりにすると

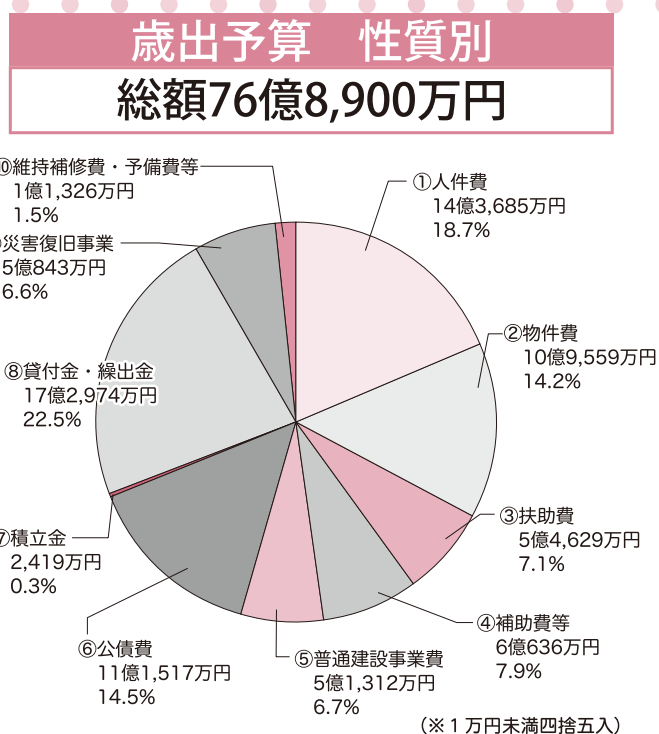
※住民基本台帳佐久穂町人口：10,733人（R3.2.28現在）

科目名 1人あたり予算額	前年度と 比べると	科目の説明
①町 税 91,349円	2,845円 の減	町民税、固定資産税、軽自動車税、たばこ税
②分担金、使用料等 12,258円	82円 の減	体育館使用料、住民票の発行手数料など
③繰入金、繰越金 41,030円	3,062円 の減	町の基金から繰り入れる収入 前年度から繰り越す収入
④地方交付税 355,287円	6,039円 の増	町の財源を保障するため国から 交付され、自由に使える収入
⑤地方譲与税 12,749円	417円 の減	国が国税として集めて、地方へ 譲与する収入
⑥国県支出金 110,327円	124,647円 の減	国や県から交付され、使い道が 決められている収入
⑦町 債 40,371円	10,528円 の減	道路などを造るためには多くの資金が必要 なため、銀行などから借りる収入(借金)
自主財源 173,912円	9,460円 の減	町が自主的に収入しうる収入
依存財源 542,476円	128,112円 の減	国や県から交付される収入

歳入の主なものは、

- ①町税は、9億8,045万円（12.8％）で前年度比4,608万円の減額です。新型コロナの影響による町民税の減を見込んでいます。
- ②分担金、使用料は、1億3,157万円（1.7％）で前年度比219万円の減額となりますが、ほぼ横ばいです。
- ③繰入金、繰越金は、4億4,037万円（5.7％）で前年度比4,014万円の減額です。基金のとりくずしの減によるものです。
- ④地方交付税は、38億1,330万円（49.6％）で前年度比719万円の増額となりますが、ほぼ横ばいです。
- ⑥国県支出金は、11億8,414万円（15.4％）で前年度比13億7,661万円の減額です。これは、台風19号災害復旧事業の減に伴う国庫支出金の減によるものです。
- ⑦町債は、4億3,330万円（5.6％）で前年度比1億2,140万円の減額です。災害復旧事業債の減などによるものです。

町民1人あたりにすると ※住民基本台帳佐久穂町人口：10,733人（R3.2.28現在）		
性質名 1人あたり予算額	前年度と 比べると	科目の説明
①人件費 133,872円	1,749円 の減	職員の給与や議会議員の報酬などの経費
②物件費 102,076円	198円 の減	需用費、委託料、役務費、備品購入費などの経費
③扶助費 50,898円	915円 の増	児童手当、高齢者や障がいのある方への給付費などの経費
④補助費等 56,495円	1,879円 の増	各種団体への補助金や交付金、謝礼などの経費
⑤普通建設事業費 47,808円	1,781円 の増	道路や建物などの建設事業や用地購入などの経費
⑥公債費 103,901円	1,878円 の減	国や金融機関から借りたお金を返済する経費（借金の返済）
⑦積立金 2,254円	138円 の増	基金に積み立てる経費（貯金）
⑧貸付金・繰出金 161,161円	6,458円 の増	一般会計と特別会計などの間において支出される経費
⑨災害復旧事業費 47,371円	144,243円 の減	台風19号災害の復旧に係る経費



性質別の歳出予算の主なものは、

- ①人件費は、14億3,685万円（18.7%）で前年度比4,115万円の減額です。
- ②物件費は、10億9,559万円（14.2%）で前年度比1,899万円の減額です。備品購入費の減などによるものです。
- ④補助費等は、6億636万円（7.9%）で前年度比1,115万円の増額です。
- ⑤普通建設事業費は、5億1,312万円（6.7%）で前年度比1,152万円の増額です。小山用水パイプライン化事業の増などによるものです。
- ⑥公債費は、11億1,517万円（14.5%）で前年度比3,761万円の減額です。過去の償還が終了したことによる減です。
- ⑧貸付金・繰出金は、17億2,974万円（22.5%）で前年度比4,379万円の増額です。介護保険特別会計への繰出金の増などによるものです。
- ⑨災害復旧費事業は、5億843万円（6.6%）で前年度比15億7,978万円の減額です。

その他特別会計等の当初予算

特別会計名	令和3年度予算額	令和2年度予算額	増減額	増減率（%）
国民健康保険特別会計	12億2,069万円	12億2,447万円	-378万円	-0.3
介護保険特別会計	15億197万円	14億3,800万円	6,397万円	4.4
住宅改修資金等貸付事業特別会計	713万円	728万円	-15万円	-2.1
簡易水道事業特別会計	4,181万円	3,091万円	1,090万円	35.3
農業集落排水事業特別会計	8,450万円	7,888万円	562万円	7.1
住宅地造成事業特別会計	3,590万円	2,946万円	644万円	21.9
老人保健施設特別会計	3億8,938万円	3億9,427万円	-489万円	-1.2
後期高齢者医療特別会計	1億5,277万円	1億4,944万円	333万円	2.2
病院事業会計（収益的収支）	16億3,074万円	16億5,675万円	-2,601万円	-1.6

問い合わせ先 ● 総合政策課 財政係 TEL 0267-86-2553

住宅用火災警報器のお手入れは していますか？

住宅用火災警報器とは？

住宅用火災警報器は、室内の煙や熱に反応して警報音を発する器具で、火災の発生・初期消火・避難を容易にし、住宅火災による死者（約7割が「逃げ遅れ」）を減らすのに高い効果をあげます。

住宅用火災警報器は、平成18年6月に新築住宅へ設置が義務付けられ、既に10年を超えています。

せっかく取り付けした住宅用火災警報器も、いざという時に正常に機能しなければ意味がありません。日頃の維持管理が大切です。火災が発生した場合、きちんと住宅用火災警報器が作動できるよう日頃から点検とお手入れ(掃除)をしておきましょう。

住宅用火災警報器の維持管理は大丈夫ですか？

●お手入れはしていますか？

警報器はホコリなどが付くと感知しづらくなります。1年に1回程度布等で乾拭きをしてください。

●1ヶ月に一度を目安に作動テストをしましょう

警報器のボタンを押す（ひもを引くタイプもあります。）とテスト音が鳴ります。音が鳴らない時は次のことを確認しましょう。

・電池がきちんとセット
されていますか？

・電池切れではありませんか？

正常な場合は、正常をお知らせする
メッセージまたは火災警報音が鳴り
ます。

（ビピ、ピーピーピー）

（ピーピーピー火事です）など

注：警報音はメーカーや製品により異なります。



●音がならない場合は？

電池がきちんとセットさせているか、ご確認ください。

警報音がならない場合は、「電池切れ」または「機器本体の故障」です。

取扱説明書をご覧ください。



古くなると電子部品の寿命や電池切れなどで、火災を感知しなくなることがあるため、10年を目安に交換をお勧めします。なお、住宅用火災警報器の専用電池はメーカーから入手可能ですが、電池を交換しても他部品の劣化が考えられるため本体の交換をお勧めします。

いざというときに確実に作動するよう適正な維持管理をしましょう。

※住宅用火災警報器等の設置及び維持基準は「佐久広域連合火災予防条例」で定められています。

詳細については消防署に問い合わせてください。

※悪質業者の訪問販売等に注意しましょう。（購入は信頼できる地元の販売店で！）

たき火（枯草の焼却等）による火災に注意

枯草やごみの焼却による火災が増加しています

佐久広域連合管内では、枯草やごみの焼却による火災が昨年に比べ増加しており、周囲の林野や建物への延焼拡大、また、着衣に着火し負傷する事例も過去に発生しています。

「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」により、廃棄物の野外での焼却は一部を除き原則的に禁止されています。枯草や剪定枝などごみの焼却は火災の危険を伴うため、できるだけ焼却以外の方法で処分してください。

また、たき火による火災だけでなく、放火等による火災のおそれもあるため、枯草や雑草などは早めに刈り取り処分するなど、ご自宅や事業所などにおいて適正な管理をお願いします。

最寄りの消防署に下草焼きをすることを伝えてください

「火災と紛らわしい煙又は火災を発するおそれのある行為」は、事前に消防署への届出が必要となります。

なお、この届出は事前に焼却行為を把握し、誤報により消防機関が出動するなどの混乱を避けるためのものであり、届出を受理することにより焼却行為を許可するものではありません。

最寄りの消防署に下草焼きをすることを伝えてください。



屋外で火を取り扱う際には注意しましょう

空気が乾燥しているときや風の強いときは焼却を行わない



消火器、水バケツ、スコップなどの消火器具を用意し、その場を離れない

付近住民の迷惑や交通障害とならないようにする



飛び火に注意し、焼却後は確実に消火を行う



急激に燃え広がるなどして、消火できなくなった場合は、すみやかに119番通報する



問い合わせ先 ● 佐久広域連合消防本部 北部消防署
● 佐久穂町役場総務課庶務係

TEL 0267-82-0119
TEL 0267-86-2525

令和3年度 職員配置表

(令和3年4月1日現在)

町 長 佐 々 木 勝
副町長 相 馬 信 治
教育長 渡 邊 秀 二

下線は新規採用職員・(再)は再任用職員・【 】内は係の主な担当事務

総務課 課 長 井出 政利	庶務係 86-2525	係長 宿岩 勉	井出武志 菊池巧 佐々木豊 内藤真子 木嶋浩佑 武重彩笑 小林みゆ 高見澤稔 (再) 【条例、給与、職員の任免、選挙、自治会、消防・防災、防犯、無線、姉妹都市交流、文書收受、庁内車両、交通安全、指名入札、消費者生活など】
	管財係 86-2525	係長 相馬 泰	古屋豊 増田健吾 石井大介 【財産・庁舎・住宅・街灯管理、国土調査、公共施設管理計画など】
	【総務課付】		井出菜見
総合政策課 課 長 渡辺 長寿	政策推進係 86-2553	係長 小林 浩	黛史浩 市川智英 笹崎慎一 【地方創生、総合計画、都市計画、空き家対策、移住・定住・交流対策など】
	情報政策係 86-2553	係長 松岡利恵子	相馬宏美 片桐健吾 【広報、統計、ホームページ、ふるさと納税など】
	財政係 86-2553	係長 内藤 健文	金子友和 【予算決算、交付税、起債、財政計画など】
住民税務課 課 長 須田 恒樹 課長補佐 島田 和紀	税務係 86-2526	係長 星野 光輝	鳥川祐介 佐々木悟 友野幸代 青木健 中澤康太 市川明美 (再) 【町県民税、固定資産税等の賦課徴収など】
	住民係 86-2527	係長 佐々木 晃	小林祐太 佐々木陽菜 【戸籍、住民基本台帳など】
	国保年金係 86-2527	係長 布施 秀雄	富岡美奈 三石千亜紀 【国民健康保険、後期高齢者医療保険、国民年金など】
	人権政策係 86-2527	係長 島田 和紀	【人権啓発、男女共同参画、人権擁護、隣保事業など】
	生活環境係 86-2552	係長 和田 真成	輿水雄二 小林恵祐 【ごみ処理、公害、自然環境、墓地申請、環境衛生など】
	(清掃センター) 88-2111		
	【住民税務課付】		高橋綾香 伴野美咲
健康福祉課 課 長 佐々木裕之	健康づくり係 86-2528	係長 中島ゆかり	佐塚神仁 小池良 【健康管理、保健予防など】 大井直美 井出真理 山崎藍 山口彩花 今溝恵理 小口茉菜 (佐久総合病院から派遣) 田中里佳 【保健事業の実施、保健の総合相談】
	福祉係 86-2528	係長 小澤 実	須田高宏 土橋奈央子 小林正樹 【生活保護、障がい者の福祉、民生児童委員協議会など】
	高齢者係 86-2528	係長 高橋 智幸	小林志保 伴野文和 井出明 (再) 【高齢者の福祉、介護保険など】
	包括支援センター係 86-1550	係長 出浦 千恵	堀米篤子 黒澤里帆 (佐久総合病院から派遣) 有賀ひとみ 田中香菜 【地域包括支援、在宅支援、高齢者総合相談など】
	【健康福祉課付】		内藤葉月

教育委員会	こども課 課長 佐々木 斉	学校教育係 86-4940	係長 市川美奈子	津金海斗 友野裕行（再） 【教育委員会事務、奨学金、小中学校のこと】 【佐久穂中学校 86-2280】 【佐久穂小学校 86-2134】 井出諭 【共同調理場 86-3196】 岡部順子 井出はるみ 井出亜弓 吉田静香 花岡美雪 青木昌代（再） 出嶋裕子（再）	
		子育て支援係 86-4940		係長 小澤 学	中村綾香 【児童館、学童クラブ、子育て支援、少子化対策、青少年健全育成、要保護児童対策など】
		保育園係 86-4940			濱口歩 【保育園事務、保育園の運営など】
		栄保育園 86-2186	園長 石井 佳代	青木康 倉澤育枝 小池美和 小澤幹 山浦志織 佐々木友里 小田心 相馬奈央	
		海瀬保育園 86-2187	園長 内藤あゆみ	井出明美 高見澤美代 畠山優 小林恵美 岩崎生宙 高橋華	
		八千穂保育園 88-2252	園長 小池 洋子	新海菊江 青木律子 嶺山知奈美 柳澤由紀恵 佐塚友香 大井愛維	
		【こども課付】		菊池真由美	
	生涯学習課 課長 岡部 豊一 （公民館長兼生涯学習館花の郷 来館長兼図書館長兼奥村土牛記念美術館長） 課長補佐 渡辺知司郎	生涯学習係 86-2041	係長（兼） 渡辺知司郎	佐々木学 高見澤礼奈 菊池健太 【社会教育、社会体育、公民館活動、公園管理など】	
		図書館 86-7020		井出雅 【図書貸出、読み聞かせなど】	
		文化財・芸術係 86-2041		館長 須田 啓介	菊池一郎 宮川朋樹 【文化財、町誌編さん、宮田三郎木版画、奥村土牛作品の展示など】
		美術館 88-3881			
	会計室 会計管理者 相馬 文雄	会計係 86-2559		須田めぐみ 【会計事務】	
	産業振興課 課長 松澤 明彦 課長補佐 倉澤 栄司	農政係 86-2529 （農業委員会） 86-2529	係長 浅井 弘幸	潮田雅晴 【農業振興、山村振興、園芸・畜産振興、新規就農支援など】 西澤大樹	
		林務係 86-2529	係長 小林 修一	岡部秀孝 土屋潤 井出豊（再） 【林業振興、公有林管理、林道開設管理、有害鳥獣駆除など】	
		商工観光係 86-1553	係長 山口 真一	星野博之 阿部智子 馬橋良輔 【商工業の振興、労政、観光振興、別荘など】	
	建設課 課長 須田 稔勝 課長補佐 岩崎 恒春	建設係 86-2542	第1係長 岩崎 恒春 第2係長 小宮山弘道	井出真 新津利輝 阿部省吾 菊池虎雄 井出勇 友野好人 小須田智子 菊池圭 木内佑 中島将太 高見澤浩之（再） 【道水路、河川、橋梁の維持管理、道水路の占用、建築確認申請、土地改良事業、農業用施設維持管理、高速道関連事業、道水路、河川、橋梁などの調査設計、町営水道管理、下水道等普及など】	
老人保健施設 事務長 櫻井 嘉昭	86-5330		新海邦和 今井亮佑 茂原和平 市川恵 関口小春 新津恵美 高見澤美佐子 三浦麻衣子 新津敦 渡辺美奈世 金子博子 井出諭志 加藤美幸 油井未知 岡部礼子 山崎里沙 友野亜紀 高見澤克 小泉晴菜 市川弘明（再）		
	【老人保健施設付】		小林由貴		
議会事務局 事務局長 佐塚 民生	86-2556		土屋香澄 【議会事務、監査委員事務など】		
千曲病院 事務長 佐々木茂（再）	86-2360	係長 松澤恵美子	伴野晴孔		
派遣職員	【長野県東京事務所】 大工原雄一 【南佐久環境衛生組合】 清水明 【佐久平環境衛生組合】 小林久（南佐久環境衛生組合から派遣） 【社会福祉協議会】 高見澤茂 小林昭宏				

※各課へのご連絡は、直通電話番号をご利用ください。

佐久穂町第8期介護保険事業計画を策定いたしました

< 介護保険事業計画とは >

「介護保険計画」は国が定めた「介護保険法」に基づき、町の介護保険事業の運営と高齢者福祉施策などについて定めた計画です。3年間を1期とし、第8期となる本計画は、令和3年度から令和5年度までを計画期間としています。

本計画では、町の高齢者人口や要介護認定者数の推計などから、今後必要となる介護保険サービスや日常生活支援サービス等の見込量を検討し、高齢者やそれを支えるご家族にとっても安心して生活を維持できるような施策の推進を目指しています。

計画の策定にあたっては、「佐久穂町高齢者福祉推進委員会」の開催や「高齢者等実態調査」などの実施により、皆様のご意見を反映させていただいております。

< 計画の体系（4つの基本目標） >

少子高齢化、核家族化が進み、高齢者のみの世帯の更なる増加が心配されるなか、高齢者が住み慣れた地域で安心して生活が送れるよう、次の4つを基本目標のもと、実施施策を項目ごとに整理し、さまざまな取り組みを展開します。

基本目標	実施施策	具体的な取り組み
元気で楽しく生活できること	健康づくり・介護予防の推進	フレイル対策、健診の推進、地区健康教室など
	地域支援事業（介護予防・日常生活支援総合事業）	介護予防・生活支援サービス事業、各種健康教室など
	高齢者の保健事業・介護予防の一体的実施	データを活用した後期高齢者の保健事業
安心して生活できること	生活支援サービスの充実	生活支援体制整備事業
	認知症高齢者ケアの推進	早期発見の取組 認知症学習会、相談事業など
	高齢者の権利擁護・虐待防止	成年後見制度の活用、虐待防止対策、相談窓口の設置
	地域支援事業（任意事業）	介護用品支給、配食サービス、緊急通報サービス、福祉タクシー券など日常生活支援サービス
自分らしく本人が望む生活ができること	介護サービスの質の向上・介護人材確保	指定事業所の指導、介護人材確保支援
	介護サービス基盤の整備	サービス基盤の整備、介護予防拠点整備事業など
	介護保険制度の安定的な運営	低所得者への負担軽減、高額サービス給付、給付等の適正化事業
お互いに認め合い、支え合うこと	地域包括ケアの深化と推進	在宅医療・介護の連携、生活支援体制整備事業、地域ケア会議など
	地域支援事業（包括的支援事業）	地域包括支援センターの運営、相談事業
	多様な生きがいづくり	高齢者クラブ、ボランティア制度、敬老事業
	高齢者の知識と経験を活かした社会参加の促進	シルバー人材センター、公民館活動、シニア大学など
	地域共生社会の実現に向けた取組の推進	サロン事業、ふれあいサポート、担い手育成など
	災害・感染症対策の推進	災害対策支援、感染症対策

< 第8期の介護保険サービス見込量と保険料 >

介護保険料は、介護保険事業計画の期別ごと（3年おき）に、将来的な保険給付費の推計値に基づいて保険料の額が決定されます。

今後3年間の人口、65歳以上の被保険者数、要介護（要支援）認定者数などの推計を基に、必要な介護保険サービスの見込量を推計し、その財源となる保険料の額を算出します。

介護保険制度は、高齢になり介護が必要になってもご本人やご家族が安心して生活維持ができるよう支え合う相互扶助の制度です。少子高齢化により介護給付費が増加しております。安定した制度維持のためにご理解をお願いいたします。

○人口・被保険者・要介護（要支援）認定者の推計

	R2	R3	R4	R5
人口	10,759人	10,111人	9,941人	9,771人
第1号被保険者数（65歳以上）	4,058人	4,051人	4,045人	4,036人
高齢化率	37.7%	40.1%	40.7%	41.3%
要介護（要支援）認定者数	732人	732人	734人	738人

○介護保険給付費（サービス利用に対する保険者の負担額）の推計

	R3	R4	R5
保険給付費（推計）①	1,430,313,656円	1,459,089,428円	1,490,938,981円

○第8期保険料基準額（月額）

	第7期	第8期
保険料基準額（月額）	5,600円	5,900円

< 令和3年度から令和5年度までの介護保険料 >

基準となる「第5段階」をもとに、65歳以上の方の所得に応じて10段階に分けてご負担をお願いします。

佐久穂町の
基準額

佐久穂町で必要な
介護サービスの総費用

× 65歳以上の方の
負担分23%

÷ 佐久穂町に住む
65歳以上の人数

= 佐久穂町の基準額
70,800円（年額）

所得段階	対象者	保険料率	保険料月額	保険料年額
第1段階	生活保護者、老齢福祉年金受給者 課税年金収入額と合計所得金額の合算額が年80万円以下の方。	基準額×0.3	1,770円	21,240円
第2段階	課税年金収入額と合計所得金額の合算額が年80万円超120万円以下の方。	基準額×0.5	2,950円	35,400円
第3段階	課税年金収入額と合計所得金額の合算額が年120万円超の方。	基準額×0.7	4,130円	49,560円
第4段階	課税年金収入と合計所得金額の合計額が80万円以下の方。	基準額×0.9	5,310円	63,720円
第5段階 （基準値）	課税年金収入と合計所得金額の合計額が80万円超の方。	基準額×1.0	5,900円	70,800円
第6段階	合計所得金額が年120万円未満の方。	基準額×1.2	7,080円	84,960円
第7段階	合計所得金額が年120万円以上210万円未満の方。	基準額×1.3	7,670円	92,040円
第8段階	合計所得金額が年210万円以上320万円未満の方。	基準額×1.5	8,850円	106,200円
第9段階	合計所得金額が年320万円以上400万円未満の方。	基準額×1.7	10,030円	120,360円
第10段階	合計所得金額が年400万円以上の方。	基準額×1.75	10,325円	123,900円

※納期ごとに100円未満の端数がある場合は、最初の納期に係る金額に合算するようになります。

住み慣れた町でいつまでも安心して暮らせるように、介護保険料は忘れずに納めましょう



新型コロナワクチン接種の準備を進めています

町では、町内医療機関と連携し、町民の皆様を対象とした新型コロナワクチン接種の準備を進めています。現在、国からのワクチン供給が不透明な状況ですが、現時点での接種計画についてお知らせします。町のホームページにて、ワクチン接種に関する記事を掲載しております。随時更新しますので、最新情報はそちらでご確認下さい。また、ワクチン接種に関する各機関のお問い合わせ先を掲載しましたので、ご活用下さい。

- 接種の目的 ・発症や重症化予防の効果が認められています。
- ・医療機関の負担を減らすために重要です。

■接種を受けられる順番 ※接種には優先順位があります。

- ①医療従事者等
- ②高齢者（65歳以上）
- ③高齢者以外（64歳以下）で基礎疾患のある方や高齢者施設等に從事している方
- ④その他の一般の方

■接種場所

- ・町内の医療機関や特設会場。接種を受けられる医療機関は、今後お知らせします。

■接種するにあたって

- ・治療中の病気があり、かかりつけ医のある方は、事前に必ず主治医に新型コロナワクチンの接種を受けても良いか確認しておいてください。
- ・ワクチン接種はご本人の同意がある場合に限られ、強制ではありません。

■接種までの流れ

町から接種券が郵送される

接種順位が高い方から順に郵送します（上記参考）



町から予約開始のお知らせが届く

ワクチンの供給量を見定めた上でお知らせします



かかりつけ医または町に予約する

接種は完全予約制です（詳細は追って通知します）



接種を受ける

接種券を忘れずに。接種後2回目の予約をします

■各機関お問い合わせ窓口

- 厚生労働省新型コロナワクチンコールセンター ☎0120-761-770
 - ・対応時間 9：00～21：00（平日、土日・祝日）
- ファイザー新型コロナウィルスワクチン専用ダイヤル ☎0120-146-744
 - ・対応時間 9：00～20：00（平日、土）
- 佐久穂町新型コロナ相談室 ☎0267-78-5673
 - ・対応時間 8：30～17：00（土日・祝日を除く）

※今後の国の方針により、計画や内容等が変更になる場合もあります。詳細が決まり次第、お知らせいたします。



—[広告欄]—

☆ふとん丸洗いのおすすめ！（高温殺菌処理なので安心）

☆保管サービス！（「助かります」とのお客様からの声をいただいております）

かさばる羽毛ふとん・こたつふとん・毛布・カーペットなど、丸洗い後、次期シーズンまで、当店でお預り致します。

安心できる専門店で
お任せ下さい。



寝具レンタル 丸洗い (有)出浦ふとん店

長野県南佐久郡佐久穂町畑425-1
TEL0267-88-2103 FAX88-2939

「佐久穂町ふるさと応援寄附金」お礼の品を募集します。

佐久穂町では、ふるさと納税（寄附金）制度による「佐久穂町ふるさと応援寄附金」へご寄附をいただいた方に対して、町の魅力の発信や地元特産品等のPR及び地元企業・産業の活性化などの相乗効果を図るためお礼の品として贈呈する商品やサービスを提供する事業者を募集します。

町外、県外在住の方に、自社製品や農産物、各種サービス等をPRする絶好のチャンスですので、ぜひこの機会を積極的にご活用ください。

応募の要件

- 1 各種法令等に沿った生産・製造・販売を行っていること。
- 2 原則、本社（本店）、支社（支店）及び事業所、工場が町内にある企業・団体または個人業者であること。ただし、町長が特に認めた場合を除く。
- 3 代表者等が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律に掲げる暴力の構成員等でないこと。
- 4 個人情報を取扱う場合、十分に留意いただけること。
- 5 町税の滞納がないこと。

※上記の要件を満たしている場合でも、町が事業者として適当と認めない場合は、参加できない場合があります。

募集するお礼の品

- 1 佐久穂町の魅力を伝えることができるものであり、佐久穂町のPRにつながる要素をもつ商品等であること。
- 2 町内で生産、製造、加工又はサービスの提供がされているもの、町内で栽培又は採取された原材料を使用しているもの、または、佐久穂町に特に縁のあるものであること。
- 3 品質及び数量の面において、安定供給が見込めること。ただし、期間限定や数量限定、年に複数回発送などで供給可能なものは取扱うこととする。
- 4 飲食物の場合は、その食品分野に見合う賞味期限が寄附者に保障されていること。
- 5 宿泊券・食事券等サービスの場合は、寄附者を記名したうえで、原則有効期限が発行日から1年間以上あること。
- 6 宅配や郵便等で配送が可能な商品等であり、デザインや梱包は、返礼品に相応しい外観をもつこと。

※上記の要件を満たしている場合でも、町が適当でないと判断したものは除く。

お礼の品の例

農産物（米、果物、野菜、肉等）、飲料類（アルコール含む）、加工食品、調味料、菓子、工芸品、家具、雑貨、宿泊券、観光・レジャー施設等利用券など。数量限定や期間限定、複数回に分けた発送商品企画も可能です。（年に3回発送など）

申し込み方法

受付は随時行っておりますので、総合政策課ふるさと納税担当へご連絡ください。

電話：0267-86-2553 ファックス：0267-86-4935

mail：furusato-tax@town.sakuho.nagano.jp

—[広告欄]—

温泉で健康増進
24時間滞在
グループ様無料送迎
1泊3食（諸税込）
8,730円

病知らず！
医師も認める天然温泉の殺菌効果
の～んびりプラン
戸倉上山田温泉
湯楽ゆうざん
〒389-0821 長野県千曲市上山田温泉 2-32-11
☎026-275-2333

「広報さくほ」では、企業・団体の皆様からの広告を掲載しております。ぜひご利用ください。

●広告掲載料金は下記のとおりです

	1 枠 (44×85mm)	2 枠 (44×175mm)
町内業者	2,500円	5,000円
町外業者	5,000円	10,000円

※月1回4,300部発行、町内全世帯へ配布します。

※この広告は、1 枠（44×85mm）サイズの広告です。

information

お知らせ

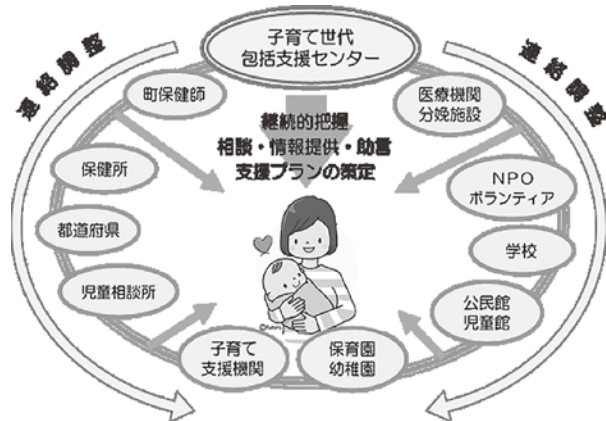
「子育て世代包括支援センター」の開設について

■問合せ 健康福祉課 健康づくり係(保健師) ☎0267-86-2528/こども課 子育て支援係 ☎0267-86-4940

令和3年4月1日から「子育て世代包括支援センター」を開設しました。子育て世代包括支援センターは、妊娠中から子育て中(概ね高校卒業まで)の皆さんの「総合相談窓口」です。役場健康福祉課と教育委員会こども課が緊密に連携し、妊娠期から子育て期の様々なニーズに対して、切れ目のない相談支援を行います。

■こんな時にご相談ください

- ・初めての妊娠で不安がいっぱい。
何から始めればいいのかなあ?
- ・赤ちゃんが泣きやまない。
どうしたらいいのかなあ?
- ・育児が忙しくてイライラする
- ・子どものことばの発達がゆっくりで気になる
- ・急な用事で子育てができない。どこかで預ってられないかしら? などなど・・・



～話してもどうにもならない、と思う方もいらっしゃるかもしれません。話して解決しないこともあります。誰かに話すことで整理できたり、なにかヒントが得られたりすることもあります。子育てについての困りごとは、まず健康づくり係の保健師に相談してみてください。～

お知らせ

図書館からのお知らせ

■問合せ 佐久穂町図書館
☎0267-86-7020

■春の読書週間

期間 4月23日(金)～5月5日(水)

※週刊誌リサイクル

- ① 4月24日(土)～29日(木・祝)
- ② 5月1日(土)～7日(金)

※なくなり次第終了です。

対象雑誌は、館内チラシでご確認ください。

※図書館ツアー

- ① 4月24日(土)
 - ② 4月29日(木・祝)
- 事前に申し込みが必要です。

■とちの実おはなし会

日時 5月8日(土) 午後3時～
図書館 紙芝居スペース

※詳しくは館内チラシ等でご確認ください。

■5月の移動図書館車巡回日

Aコース：水曜日【12日・26日】

Bコース：木曜日【13日・27日】

Cコース：金曜日【14日・28日】

八千穂保育園：毎週火曜日

栄保育園：毎週木曜日

■5月の休館日

6日・10日・17日・24日・28日・31日

—[広告欄]—

相続で お困りのことはありませんか?

遺言書・家系図作成、申請書や契約書の作成
農地の売買・賃貸借・利用、
地縁団体に関すること
内容証明 墓石仏壇 その他
無料でのご相談に応じています



法務局での遺言書保管制度が始まりました。

令和2年7月10日から全国300以上の法務局で実施
法務局に遺言者本人が出向いて申請を行う
法務局では遺言内容の相談には応じていません
手続きには予約・手数料が必要

私たちは遺言の申請や
内容の相談にも応じています。



相続人による
遺言書の
廃棄・改ざんを
防げる

家庭裁判所での
検認手続きが
不要

「がんばろう
佐久穂町
応援チケット」
使えます



5月の無料相談

13日(木)・27日(木) 午前10時～12時
茂来館2階

地元の行政書士に
ご相談ください

小宮山美行
岡部 親
竹内 達朗

☎ 0267-88-2386
☎ 0267-86-3578
☎ 0267-86-3717

FAX 88-2386
FAX 86-1010
FAX 86-3727

information

お知らせ

こどもセンターさくほっこからのお知らせ

■問合せ 佐久穂町こどもセンター ☎0267-86-2123

☆さくほっこの行事は、感染症対策の為、全て予約制となります。定員は各6組～8組、参加費無料、対象者は就学前のお子さんと保護者の方です。

☆予約受付期間は、5月行事全て
4月22日（木）～4月30日（金）です。

『すくすくTIME』

～「もうすぐ母の日！親子でたくさんふれあおう♪」～

■日時：5月7日（金）10：00～11：00

■場所：こどもセンターさくほっこ ホール1
季節の歌や、工作などをします。

『5月 こどもセンターさくほっこ行事』 ～♪さくほっこdeリトミック♪～

■日時：5月11日（火）

①乳児の部 10：00～10：45

②幼児の部 11：00～11：45

■場所：こどもセンターさくほっこ ホール1
音楽に合わせて体を動かします。動きやすい服装でお越し下さい。

『よみきかせ&おたんじょう会』

～図書館司書による読み聞かせと

さくほっこスタッフによるお誕生会～

■日時：5月20日（木）

10：00～ 手形アート作り（お誕生児のみ）

10：30～ よみきかせとお誕生会

■場所：こどもセンターさくほっこ ホール1

お誕生児以外のお子さんと保護者の方も、ぜひご参加ください。

『子育てママの就労相談』

■日時：5月13日（木）10：00～12：00

■場所：こどもセンターさくほっこ 和室

女性就労支援員が相談に応じます。仕事はもう少し先…とお考えの方も、お子様連れでお気軽にお出かけ下さい。就労相談は、事前予約しなくても参加できます。

☆6月行事予約受付期間は

5月24日（月）～5月31日（月）です。

お知らせ

オーガニックエコフェスタ2021栄養価コンテスト ケール・葉ネギの部 最優秀賞受賞

■問合せ 産業振興課 農政係 ☎0267-86-2529

「オーガニックエコフェスタ2021 栄養価コンテスト」において、のらくら農場（代表：萩原紀行さん）がケール部門及び、葉ネギ部門において最優秀賞を受賞されました。なおケールは3年連続の最優秀賞でした。

当コンテストは、栄養価の高い農産物を安定的に生産できる技術の確立を目的とし、出品数全404件の中から各部門ごとに最も優れた栄養価の作物に最優秀賞が送られるものです。

受賞された萩原紀行さんにお話を伺いました。

■受賞に至った秘訣

佐久穂町は長い日照時間、冷涼地特有の土壌があり日本一おいしい野菜を作れる環境だと思う。その環境下で、チームプレイを重視し、スタッフの力をフルに引き出し、みんなで小さい改善を重ねていくことで、最優秀賞を受賞することができました。

■今後の目標

栄養価の高い野菜をつくるためには、良質な堆肥が欠かせない。今は県外から取り寄せているが、高栄養、高食味というゴールを科学的にアプローチできる、高機能堆肥を作れる取り組みを町内で始めたい。



information

お知らせ

がんばろう佐久穂応援チケット利用期間について

■問合せ 産業振興課 商工観光係 ☎0267-86-1553

「がんばろう佐久穂応援チケット」は
令和3年5月31日（月）までご利用いただけます。



ご購入いただきました「がんばろう佐久穂応援チケット」に有効期限は令和3年2月28日（日）までとありますが、令和3年5月31日（月）までご利用いただけます。

お知らせ

令和3年度「コミュニティ提案型まち活性化事業補助金」 事業募集

■問合せ 総合政策課 政策推進係 ☎0267-86-2553

佐久穂町では、コミュニティ団体が主体となり企画実施する「まち活性化事業」に対し、補助金を交付しています。

皆さまのこれまでの経験や保有する人脈、蓄積されたノウハウ等を活かした事業提案をお待ちしています。

■令和3年度事業募集

補助の対象となる事業かどうかまずは事前相談をお願いします。※相談日時要予約

①事前相談 5月10日（月）～5月14日（金）

②事業提案 5月17日（月）～5月28日（金）

詳細はホームページに掲載している「募集の手引き」をご覧ください。

■補助の種類

■対象事業

住民5人以上が構成員となっているコミュニティ団体が「まち活性化」のために主体的に取り組む事業で、かつ新規に取り組むもの、または既存の事業に付加価値を付け発展的に実施する事業。

- （1）公共的な課題の解決もしくは地域の再生・活性化のため実施する事業
- （2）既存の「コミュニティ」「住民の絆」「地域資源」「歴史文化」等を掘り起し、普及、継承、発信する事業
- （3）コミュニティを牽引する人材、未来のコミュニティを担う人材を育成する事業
- （4）新たなコミュニティの創出に寄与する事業
- （5）区または常会が行う集落の将来計画策定事業

部門	補助率	上限
チャレンジ部門（新規設立団体向け）	10/10以内	20万円
ステップアップ部門（既存団体向け）	1/2以内	20万円
集落部門（区、常会向け）	10/10以内	5万円

information

お知らせ

各種予防接種について

■問合せ 健康福祉課 健康づくり係 ☎0267-86-2528

■日本脳炎の予防接種

定期予防接種の対象3歳・18歳となるご家庭へは、4月中に問診票兼無料券（1期または2期）を送付します。18歳の方については接種確認ができた方から問診票を送ります。積極的勧奨の差し控えが行われた期間（平成17年5月30日から平成22年3月31日）に、定期の予防接種対象者であった方で、第1期接種を完了している方は、第2期の接種が行える場合がありますので、健康福祉課健康づくり係までご相談ください。

なお、日本脳炎ワクチンの製造上の問題が生じ、4月からワクチン出荷量が調整されています。そのため、3歳児（1期2回分）と18歳の接種を優先接種とさせていただきます。4歳児（1期追加）と9歳（2期）のお子さんは、令和4年度の接種対象とさせていただくことになりましたのでご理解・ご協力をお願いいたします。

■高齢者肺炎球菌の予防接種

高齢者の肺炎球菌予防接種で助成を受けられる定期予防接種対象者は、原則として年度内に65歳になる方となりますが、特例の延長により過去に助成を受けていない70、75、80、85、90、95歳、100歳となる方も今年度の対象となりました。

対象となる方へは6月頃に通知および予診票の送付を予定しておりますので、年度内に接種をご検討ください。

詳しくは、健康福祉課健康づくり係までお問い合わせください。



お知らせ

佐久穂町健康チャレンジポイント事業に参加しませんか

■問合せ 健康福祉課 健康づくり係 ☎0267-86-2528

令和2年度からスタートした「佐久穂町健康チャレンジポイント事業」に参加してみませんか。自身で健康づくりに取り組み、ポイントを貯め、そのポイントを特典と交換することができます。

■参加対象

18歳以上の町民（高校生は対象外）

■ポイントを貯める方法

- ①集団健康診査、町民ドック、施設健診等の受診（職場健診も該当しますが、結果の提出が必要です。）
- ②福祉と健康のつどいへの参加
- ③公民館の運動イベントへの参加
- ④ヘルシー料理の実践（栄養士が提案した献立から選び、家で作った料理を写真に撮る。携帯電話の写真でも大丈夫です。）
- ⑤味噌汁等の塩分濃度測定と塩分チェックシートの記入
- ⑥140日間の運動チャレンジ（自主的に行った運動を記録します。途中で保健師の健康チェックを受

ければ、更にポイントの加算があります。）

■ポイントと交換できる特典

- ①自分のために使う
 - ・町農産物直売所の商品券
 - ・町社会体育館トレーニングルームの利用券
 - ②社会貢献に使う
 - ・町障害者福祉施設陽だまりの家の商品券
 - ・町保育園、小・中学校へスポーツ用品を寄付
- ※ポイントの交換は、500ポイントから可能となり、最高1000ポイント（1000円相当）までとなっています。

■参加方法

- ・役場健康福祉課の窓口で申込書を記入し、健康チャレンジポイントカードを受け取ります。
- 申込の際に詳しい内容を説明します。コロナ禍で停滞しがちな心とからだをリフレッシュするきっかけとなるよう、大勢の方の参加をお待ちしています。

information

お知らせ

森林の土地を取得したときには届出が必要です

■問合せ 長野県佐久地域振興局 林務課普及係 ☎0267-63-3154／佐久穂町役場 産業振興課 林務係 ☎0267-86-2529

個人・法人を問わず、相続や売買のほか、贈与、法人の合併等により森林の土地を新たに取得した方は、面積に関わらず「森林の土地の所有者届出書」の提出が必要となります。

ただし、国土利用計画法に基づく土地売買契約の届出を提出された方の届出は不要です。

■届出の対象となる森林

民有林のうち森林法第5条に基づいて定められた森林（地域森林計画対象森林）の土地を取得した場合には、届出が必要です。

登記上の地目によらず、取得した土地が森林の状態となっている場合には、届出の対象となる可能性が高いので、取得された土地で届出が必要かどうか確認する場合には、佐久地域振興局林務課普及係（電話63-3154）または産業振興課林務係（電話86-2529）までお問い合わせください。

■届出期間

森林の土地の所有者となった日から90日以内に取得した土地のある市町村長に届出をしてください。

■届出事項

届出書には、新たな所有者と前所有者の氏名、所有者となった年月日、所有者移転の原因、土地の所在場所、面積とともに土地の用途を記載します。

添付書類として、登記事項証明書（写し可）、戸籍謄本または土地の売買契約書など権利を取得したことが分かる書類の写し、土地の位置を示す図面（住宅地図など）が必要です。



お知らせ

森林の立木を伐採するときには届出が必要です

■問合せ 長野県佐久地域振興局 林務課普及係 ☎0267-63-3154／佐久穂町役場 産業振興課 林務係 ☎0267-86-2529

立木を伐採するときは、事前に「伐採及び伐採後の造林の届出書」を提出することが法律で義務付けられています。

■伐採及び伐採後の造林届出書はなぜ必要なの？

伐採及び伐採後の造林届出書は、森林の伐採及び伐採後の造林が佐久穂町森林整備計画等に適合して適切に行われ、健全で豊かな森林をつくることができるよう届出をしていただくものです。

■誰が届出を行うの？

森林所有者など、伐採の権限を持つ方です。

- ・自分で伐採する場合や請負による伐採の場合は、森林所有者が届出する。
- ・伐採業者などが森林所有者から山林の立木を買い受けて伐採の場合は、買い受けた方が届出する。

※なお、伐採する方と伐採後の造林する方が異なる場合は、伐採する方と伐採後の造林する方の連名で届出してください。

■届出の時期はいつ？

伐採を始める90日～30日前までです。

■届出の提出先は？

伐採する森林がある市町村長です。

■届出をしないとどうなるの？

森林法に基づき罰せられる場合があります。

◎平成29年度から森林の造林状況報告書の提出が義務付けられました。

森林の伐採後に「伐採及び伐採後の造林の届出書」に記載されたとおりに造林できているかを確認するための報告書です。造林を行った際には速やかに提出をお願いします。

information

お知らせ

～不動産を取得したときの税金～不動産取得税についてのお知らせ

■問合せ 長野県東信県税事務所課税課課税第二係 ☎0267-63-3138

不動産取得税は、不動産（土地・家屋）を取得したときに、取得した方に納めていただく税金（県税）です。

納税額は、課税標準額（税額計算の基礎となる額）×税率です。

課税標準額は、新築家屋については、「固定資産評価基準」により算出した評価額、その他の不動産については、原則市町村の固定資産課税台帳に登録されている価格です。

税率は、土地や住宅は3%、住宅以外の家屋は4%です。

なお、一定の要件を満たす住宅を取得した場合は、税の軽減措置があります。

■土地・家屋を売買等で取得された方

土地や家屋を購入された場合などは、所有権移転の登記月から概ね5か月後に、納税通知書をお送りしますので納税をお願いします。

■住宅等を新築された方

通常は、住宅等を新築された翌年8月頃に納税通知書をお送りします。（特例控除によって免税点未満となり、納税通知書が送付されない場合もあります。）

不動産を取得した場合は、不動産取得申告書の提出をお願いします。

詳細は、長野県公式ホームページをご覧ください。

■長野県公式ホームページQRコード



お知らせ

環境美化運動実施のお知らせ

■問合せ 住民税務課 生活環境係 ☎0267-86-2552

■日時：令和3年5月30日（日）

午前6時～午前7時

■場所：お住まいの区や常会

きれいで住みよい佐久穂町をつくるため、全町一斉のごみ拾いを行います。多くの町民の皆さんの積極的なご参加をお願いします。



お知らせ

令和3年経済センサス活動調査のお知らせ

■問合せ 総合政策課 情報政策係 ☎0267-86-2553

総務省と経済産業省は、令和3年6月1日現在、「令和3年経済センサス-活動調査」を実施します。全国すべての事業所及び企業が対象になります。調査票が届きましたら、同封されている「調査票の記入のしかた」をご覧ください。漏れなくご回答ください。

回答いただいた内容は、「統計法」という法律の規定により、適正に管理します。統計法に定められている利用目的以外（たとえば徴税資料など）に使用することは絶対にありませんので、安心してご回答ください。



information

News

支え合う 住みよい社会 地域から 5月12日は「民生委員・児童委員の日」です

■問合せ 健康福祉課 福祉係 ☎0267-86-2528

5月12日は、この日に民生委員制度が創設されたことから「民生委員・児童委員の日」と定められています。また5月12日から18日までの一週間は、活動強化週間として、民生委員・児童委員の活動を皆さんに知っていただくための取り組みを進めています。

現在、佐久穂町では、43人（うち3人が主任児童委員）の委員が活動していますが、町民生児童委員協議会では、誰もが住み慣れた地域で安心して暮らせる地域社会づくりに貢献すべく、活動を推進しております。

民生委員・児童委員は民生委員法、児童福祉法に基づく地域の皆さんの相談相手として一番身近な存在です。住民の皆さんの生活上の相談に応じ、必要な援助を行っています。子どもや子育ての相談・援助を専門に担当する主任児童委員も設置されています。

守秘義務に則って相談内容の秘密は固く守り、個人情報やプライバシーの保護に配慮した支援活動を行います。福祉に関する悩みや心配事など、生活の中でお困りのことがありましたら、お気軽にご相談ください。

お知らせ

各種予防接種について

■問合せ 健康福祉課 健康づくり係 ☎0267-86-2528

■子宮頸がん予防ワクチンの接種について

子宮頸がんは、若い世代の女性のがんの中で多くを占めるがんで、患者さんは20歳代から増え始めます。日本では毎年約11,000人の女性がかかる病気で、毎年約2,800人が亡くなっています。子宮頸がんの原因のほとんどがヒトパピローマウイルス（HPV）の感染によるもので、ワクチンを接種することで、原因の50～70%を防ぎます。ただし、すべての予防接種には副反応などのリスクもあります。HPVワクチンにおいて、因果関係があるかわからないものや接種後短期間で回復した症状も含め、ワクチン接種後に生じた症状として報告があったのは、接種1万人当たり約9人です。（厚生労働省 子宮頸がん予防ワクチンリーフレット2020年版より。）現在、積極的勧奨が差し控えられていますが、希望者は接種ができます。今年度の対象者には、詳しい資料を4月中に郵送しますので、接種判断の参考にしてください。対象は令和3年度12歳から16歳（平成17年4月2日から平成22年4月1日生）で、小学校6年生相当から高校1年生相当の女子です。標準的な接種年齢は13歳（中学1年生）です。接種回数は3回です。接種を希望する方へは、予診票兼無料券をお渡ししますので、健康福祉課健康づくり係までご連絡下さい。

News

第2期地域福祉計画・地域福祉活動計画を町長に提案

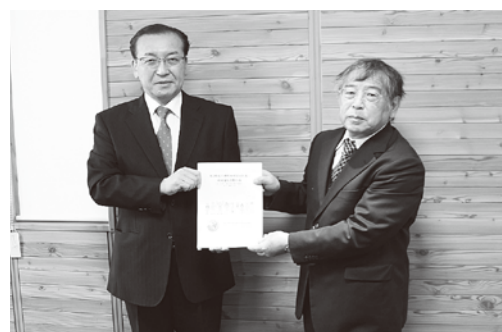
■問合せ 健康福祉課 福祉係 ☎0267-86-2528（直通）

佐久穂町地域福祉計画策定委員会は、令和3年から令和8年度までを計画期間とする「第2期地域福祉計画・地域福祉活動計画案」に関する提案を佐々木町長に行いました。

委員会は、昨年7月から計4回開催され、委員構成は、社会福祉団体の代表者、識見を有する者などの代表者で、志富氏が委員長を務めました。

■提案日及び場所

令和3年3月12日（金曜日） 佐久穂町役場



志富委員長より策定した計画案を町長に提案

※本計画については、『広報さくほ5月号』で詳しくお伝えする予定です。

information

お知らせ

保育園からのお知らせ

■問合せ 栄保育園 ☎0267-86-2186

〈5月の園庭開放について〉

園庭で自由に遊べます。

5月1日（土） 15日（土） 29日（土）

■時間 9時～11時30分

■場所 海瀬保育園 園庭

■対象 未就学児とその保護者

- ・事前予約で子育て相談も行っています。
- ・当面の間、町外の方のご利用はご遠慮ください。

〈5月の未就園児交流会について〉

未就園児とその保護者を対象に各保育園で行います。

*栄保育園 5月21日（金）

*海瀬保育園 5月12日（水）

*八千穂保育園 5月14日（金）

各保育園共に 「保育園で遊ぼう」 です。

■時間 9時30分～11時

■持ち物 上履き 着替え（必要に応じて）

- ・事前予約は不要です。当日、保育園へ直接お越しください。
- ・大人の方は、マスク着用をお願いします。
- ・今後の様子によっては、変更になる場合があります。
- ・当面の間、町外の方のご利用はご遠慮ください。

お知らせ

大石花ももの里実行委員会が道路河川愛護活動知事表彰を受賞しました

■問合せ 建設課 建設係 ☎0267-86-2542

多年にわたる道路や河川の愛護活動に努めた実績が顕著であることが認められ、大石花ももの里実行委員会の皆様が、令和2年度道路河川愛護活動知事表彰を受賞しました。

3月10日（水）に佐久建設事務所にて伝達式が行われ、会長の篠原敏夫様へ長野県知事より感謝状が贈られました。



お知らせ

子育て応援団「かるがもクラブ」の参加者募集について

■問合せ 八千穂保育園 ☎0267-88-2252

佐久穂町では、未就園の2歳児の親子を対象に、子育て応援団「かるがもクラブ」を行っています。

「かるがもクラブ」は6月から2月まで毎月1回、親子で保育園の生活をプレ体験するひろばです。お子さんの入園に際し、心配なことがありましたら、この機会に体験しながら解決できます。

子育てに関する悩み事なども相談できます。

■入会申し込み・お問い合わせ

八千穂保育園 電話88-2252

担当 園長・主任保育士

■申し込み資格 佐久穂町に在住で令和4年度保育園入園予定の2歳児の親子

■期 日（初回） 6月23日（水）

■時 間 午前9時30分から11時まで

■定 員 6名まで

■持ち物 水筒（水またはお茶）、上履き、帽子

■内 容 親子で保育園の生活を体験

■今後の予定

7月21日（水） 8月18日（水）

11月10日（水） 12月15日（水）

1月19日（水） 2月2日（水）

*都合により変更になる場合もあります。



さわめびと

発掘!

花づくり50年。佐久穂町のカーネーション栽培のパイオニア。



あべ いちたろう
阿部 一太郎さん

1937年佐久穂町生まれ。中学1年のときに父親を亡くし、高校進学を断念。母親と妹二人の一家の生活を担うことに。20歳のとき、米、養蚕から菊づくりに転換。だが30歳のときにひょう害に遭い、ハウスを導入。併せてカーネーションに転換。カーネーション部会の会長を4年務め、2004年、06年と関東農政局長賞を受賞。その他、品評会での受賞歴は多数。現在は長男の和博さんに経営を委譲。家族は妻の勝子さんと2人。下海瀬在住。

「温度が高いときはこうなる、低いときはこうなる、その観察力を養え、と。そのためにはよく自分の目で見ろ、と。人を頼っちゃダメだぞ、人は来たときしかわからねえんだから、と」

オ

レの人生は何しろ花。菊を十年、カーネーションを四十年。カーネーションに関してはみんな高齢になつてやめちゃったりして、オレくらい長くやつてる人はいなくなつたよ」

と話す一太郎さん。この町のカーネーション農家の草分けの一人である。部会長時代はカーネーション農家を拡大。一太郎さんの息がかかつていないカーネーション農家はない。今は長男の和博さんに経営委譲をして現場からは手を離れたが、カーネーションへの思いは尽きない。

「ま、でもカーネーションをやつてよかったと思つてる。カーネーションやつてなきゃ、このきびしい時代を乗り切れなかつたと思うよ」

「三反百姓の悲哀をなめつくし

てきた」という一太郎さん。人生最初の転機は、父親との死別——中学一年のときだった。母親、そして幼い妹二人の一家の生活が一太郎さんの肩にのしかかる。「上の学校に進んで農業指導員になりたかつた」一太郎さんだったが、家の経済状態がそれを許さなかつた。担任の平林和夫先生が何度も母親に一太郎少年の進学を勧めるが、母親が首を縦に振ることはなかつた。米の他に養蚕を十年続け、冬は道路建設や佐久水道などの工事に従事したが、暮らし向きは一向によくならなかつた。「こんなことをやってちゃダメだ」と落ち込む日々が続く。一太郎さんにとつて人生最大の目標は「生活の安定」だった。

そんなとき、町の助役(当時)の中島誠さんからこう助言される。「いちばんいいところの田

んぼで花を作れ」——。一太郎さんも母親も半信半疑だった。「売れななきゃええ目に遭うなでも誠さんの言うことだから」。父親を早くに亡くした誠さんとは境遇が似ていた。誠さんが小さいときは一太郎さんの父親が農作業を手伝い、一太郎さんが父親を亡くすと、今度は誠さんが一太郎さんを手伝った。

菊への転換は大成だった。時代もよかつた。高度成長期で「作れば作るだけナンボでも売れた」。しかし、悲劇が襲う。一九六七年、ひょう害に遭い、出荷直前の菊が大打撃を受ける。

ハウスを導入したのは翌六十八年。南佐久実業高校(現小海高)に建てられた五十坪のハウスを見学に行き、「これだ!」と思つた。ひょう害資金で建てたハウスの効果たるや絶大だった。「たつたビニール一枚で菊が全然傷まねえ。雨が降つても軽トラでそのまま中へ入れるし、工場勤めに近い労働環境になつた」

その後中島誠さん、相馬仁さんら先輩二人とカーネーションへの転換を図る。転換のいちばんの理由は「生活の安定」だった。

「安定した収入が菊は一カ月。それに比べ、カーネーションは六カ月ある。だから、月々の生活に困らねえ」。

視察に来た東京・大田市場の磯村民夫社長(当時)にも激励される。「ここはいいカーネーションができる土地だ」。



「ここは適地なだけにカーネーション農家が減っていくのが本当に残念」と一太郎さん＝関東農政局長賞のトロフィーの前で

絶対売れるから本気になつてやつてくれ」。その言葉通りカーネーションは高値で取引された。ただカーネーションには連作障害という弱点があつた。一太郎さんたちは各地を視察し、加古川(兵庫県)の生産者から「ベンチ栽培」を勧められる。「歩つて回つて、目の勉強だけはしただよ。新規農家に常々言うことは「よく見ろ」だった。「温度が高いときはこうなる、低いときはこうなる、その観察力を養え、と。そのためにはよく自分の目で見ろ、と。人を頼っちゃダメだぞ、人は来たときしかわからねえんだから、と」

和博さんが跡を継ぎ、「親子二代の農家」の目標も果たした。その和博さんが二〇一五年農林水産大臣賞を受賞した。「オレは運がいいと思うよ。出会つた人がみんないい人ばかりだったからな。でも女房には苦労をかけたと思つてる。女房の力がなければ、これまでこれなかつたな」